【規程番号　神女短Ｖ－002】

# 神戸女子短期大学学位規程

（目的）

**第１条**　この規程は、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 13 条及び神戸女子短期大学学則（以下「学則」という。）第 26 条の規定に基づき、神戸女子短期大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

（付記する専攻分野）

**第２条**　本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

総合生活学、食物栄養学、幼児教育学

（学位授与の要件）

**第３条**　短期大学士の学位は、学則第 26 条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

（学位の授与）

**第４条**　教授会は、卒業を認定したときは、その結果を文書により学長に報告しなければならない。

２　学長は、前項の報告に基づき、学位を授与し、学位記を交付するものとする。

（学位の名称）

**第５条**　本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「神戸女子短期大学」と付記するものとする。

（学位授与の取消）

**第６条**　学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、部局長等会議の意見を聴き当該学位を取消すことができる。

２　学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

（規程の改廃）

**第７条**　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

**附　則**

この学則は、平成 18 年 1 月 12 日から施行する。

**附　則**

１　この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

２　この規程施行の際、現に初等教育学科に在学する学生については、なお従前の例による。

**附　則**

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

**附　則**

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。